

新潟市ゼロカーボンシティ推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるゼロカーボンシティの実現に向けた地球温暖化対策を総合的に推進するため、新潟市ゼロカーボンシティ推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）（以下「地域推進版」という。）及び新潟市地球温暖化対策実行計画（市役所率先実行版）（以下「率先実行版」という。）に関する次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 策定・改定に関する事項
- (2) 施策・取組の推進に関する事項
- (3) 評価に関する事項
- (4) その他、必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員により構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、庁議構成員をもって充てる。

(役割)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、その所属する部局等における地域推進版に係る施策及び率先実行版の取組の推進を総括する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長が必要と認めたときは、本部構成員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 第2条に掲げる具体的事項について協議し、検討するため本部にワーキンググループを置くものとする。

2 ワーキンググループは、別表に掲げる課等に属する者をもって充てることとし、必要に応じて追加することができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

(新潟市地球温暖化対策実行計画(第5期市役所率先実行版)の推進に関する要綱の廃

止)

2 地球温暖化対策実行計画（第5期市役所率先実行版）の推進に関する要綱（平成12年11月20日施行）は、廃止する。

別表（第6条関係）

名称	テーマ	課等
脱炭素社会・田園型環境都市推進チーム	GX	政策企画部 政策調整課
		環境部 循環社会推進課
		経済部 産業政策・イノベーション推進課
		経済部 企業誘致課
		農林水産部 農林政策課
		都市政策部 港湾空港課
住まい	住まい	建築部 住環境政策課
		建築部 建築行政課
公共建築物	公共建築物	建築部 建築保全課
		建築部 公共建築課
		財務部 財産活用課
		教育委員会事務局 施設課
暑熱対策	暑熱対策	危機管理防災局 危機対策課
		保健衛生部 保健所保健管理課
		消防局 救急課